

[添 付 資 料]

- 添付資料 1-1 太宰府市税制審議会 平成 13 年 7 月 12 日答申1
- 添付資料 1-2 太宰府市税制審議会 平成 16 年 11 月 1 日答申・提言5
- 添付資料 1-3 太宰府市税制審議会 平成 18 年 5 月 9 日答申9
- 添付資料 1-4 太宰府市税制審議会 平成 20 年 12 月 26 日答申13
- 添付資料 1-5 太宰府市税制審議会 平成 23 年 11 月 8 日答申15
- 添付資料 1-6 太宰府市税制審議会 平成 26 年 10 月 30 日答申17
- 添付資料 1-7 太宰府市税制審議会 平成 29 年 10 月 20 日答申19
- 添付資料 2 課税台数の推移21
- 添付資料 3 特別徴収指定駐車場事業者数の推移23
- 添付資料 4 観光客数の推移25
- 添付資料 5 太宰府古都・みらい基金27
- 添付資料 6 筑紫地区市税決算の比較29
- 添付資料 7 筑紫地区人口ピラミッド31



平成 13 年 7 月 12 日

太宰府市長 佐藤善郎様

太宰府市税制審議会

会長 水谷守男

太宰府市観光環境税（仮称）の新設について（答申）

平成 13 年 4 月 19 日付け 13 太税第 19 号で諮問があった、太宰府市観光環境税（仮称）の新設について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

地方分権一括法の施行に伴う新税導入に関して、標記法定外税を全国に先駆け、時代の趨勢にあった「自主財源の確保」を目的として計画していることは、国の方針である「課税自主権の行使」「地方自治体の自己決定・自己責任」に即した施策である。

また、21 世紀の地方自治を展望するとき、少子・高齢化の進展、経済社会の構造変化、国の地方交付税制度や補助金制度の見直しなど、これからの地方自治体は歳入面について厳しい状況が予測される。歳出面についてはまちづくりに必要な事業費、福祉関係に要する費用等、鋭意支出の抑制を図るとしても、市民ニーズの多様化により支出増は余儀なくされる時代に突入することが考えられる。

太宰府市は第四次太宰府市総合計画において、市の将来像として「歴史とみどり豊かな文化のまち」を志向している。市域は、豊かな自然と特別史跡大宰府政庁跡や太宰府天満宮をはじめとする歴史的文化遺産に恵まれ、近い将来に

は九州国立博物館（仮称）が開館されることになっている。

さらに、市の特性を生かして「太宰府市まるごと博物館」構想を一層推進するためには、市民の理解と協力が不可欠であることは言うまでもない。また年間 650 万人に及ぶ来訪者も、多くは乗用車などの交通手段を利用し道路交通や環境面などにおいて外部不経済をもたらす可能性が大きいだけに、将来の世代に引き継いでいく歴史的文化遺産の重要性を認識してもらい、その保存についてより一層の協力を訴えることは必要である。

そこで審議会では、「地方分権・地方主権」の時代に相応する地方税制のあり方等を十分に踏まえ、財政面・税制面あるいは市内各種団体・市民代表者などの幅広い立場から「太宰府市観光環境税（仮称）導入の本市の方針」「太宰府市法定外税新設概要（案）」について問題点等を明確にするように努めてきた。

この答申が「地方分権の推進」の一助になれば幸いである。

法定外税新設概要（案）について

（趣旨）

- 「歴史とみどり豊かな文化のまち」を推進する上での環境保全および今後の環境施策を振興する見地から、目的税的な普通税が適切か、あるいは受益と負担の関係を明確にする目的税が適切であることを審議した結果、税収用途を開示することを条件に「法定外普通税」が適切であると考えられる。
- 公共交通機関の利用促進の文言は、趣旨の中で表現すべきでないと考えられるので再度検討すべきである。

（定義）

- 観光用有料駐車場の定義について、「観光施設や文化施設等を訪れる観光客等のため」という判断を市長に委ねるのは恣意が入る余地がある。逆に、市内の常設と臨時のすべての有料駐車場を対象とし、非課税の範囲を明記することにより行政の恣意の入る余地を排除すること等を含め、さらに明確な定義にすべきである。

（税目）

- 税目は観光環境税（仮称）ということであるが、趣旨を考慮した場合「観光」の文言はそぐわない。市の将来像を「歴史とみどり豊かな文化のまち」としており、近い将来、九州国立博物館（仮称）が開館されること等を考慮すると、文化水準の高い歴史的遺産の保全を勘案して「歴史文化環境税」「歴史環境保全税」など、市のイメージに合致した税目を再度検討すべきである。

（課税客体・納税義務者）

- 課税客体は乗用車などを駐車場に有料で駐車する行為であり、駐車後の行動について関知するものではない。また、納税義務者は乗用車などを駐車場に有料で駐車する者となっていることから、すべての乗用車などの駐車行為を対象とすべきであり、当該市に居住する者、居住しない者を問わず賦課すべきであると考ええる。

（税率）

- 税率については概ね適正であるが、自動二輪車も有料で駐車する以上、今回の税の趣旨、租税の公平性を考慮した場合、渋滞と環境整備はリンクしないので賦課する方向で検討すべきである。また、駐車場料金に格差があっても、税率は定額にすることが租税の公平性から望ましいと考える。

（非課税事項）

- 非課税事項は該当なしとあるが、身体障害者は乗用車などを利用せざるを得ない場合が多いので、福祉の観点から身体障害者への配慮を検討すべきと考える。また、駐車場の定義との関係により、月極駐車場等についても検討すべきである。

付記事項（その他の意見）

（税収の使途の明確性）

- 今回の法定外普通税は目的税的な普通税であり、あくまでも将来の「太宰府市のロマンあるまちづくり」を考慮した環境整備費などに充てるものである。よって、計画的な執行は勿論、使途の明確化や公表も考慮すべきであり、予算編成について十分配慮することが必要と考える。その意味で、近年、アカウントビリティは地方自治体に課せられた大きな行政課題であ

ることから、公会計制度の導入も併せて検討すべきである。

（納税義務者、特別徴収義務者の理解）

- 今回の法定外普通税は、納税義務者、特別徴収義務者の協力なしには機能しない制度である。したがって両者に対し、新税導入の経緯、課税の趣旨及びその用途について理解を求めるような方策を検討すべきである。特に、特別徴収義務者に対しては、徴収業務が複雑にならないように万全の措置を講ずるべきである。

（無料駐車場の有料化）

- 租税の公平性を図るうえからも、現在無料で利用されている大宰府政庁跡、観世音寺、九州歴史資料館の駐車場の外、年始や観梅等における市役所駐車場、小学校校庭等の無料開放についても有料化で検討すべきである。

（違法駐車対策）

- 新税導入の結果、違法駐車が増加し、市民生活に支障が生じることがないようにすることが肝要である。特に正月三が日等の交通量が極端に増加する時期については、その取り締りに関して警察と連絡を密にすることが必要である。

（観光拠点のネットワーク）

- 九州国立博物館（仮称）の開館を見据え、市内に点在する歴史・文化・観光資源のネットワーク化については、「太宰府市まるごと博物館」構想の実現からも急務である。さらに、九州内の他の観光都市との連携を強化すること等により、太宰府市への来訪者の増加策を積極的に講じる必要がある。

（経済的効果と社会的効果）

- 来訪者や商店街、市民への影響から考えられる経済的効果、近隣市町や他の自治体に与える影響から考えられる社会的効果についても明確にする必要がある。



平成 16 年 11 月 1 日

太宰府市長 佐藤善郎様

太宰府市税制審議会

会長 馬場哲郎

「太宰府市歴史と文化の環境税」について（答申）

平成 16 年 5 月 31 日付け 16 太税第 69 号で諮問があった「太宰府市歴史と文化の環境税」について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

太宰府市歴史と文化の環境税条例（平成 14 年条例第 9 号）は、本市の「歴史とみどり豊かな文化のまちづくり」を推進するために制定された。課税の根拠は条例第 2 条で規定しているように地方税法に基づくものだが、本条例の施行（平成 15 年 5 月規則第 32 号）時期における混乱にみられたように、条例施行後 1 年数ヶ月たった今日でも本税の趣旨が納税者や駐車場事業者等に十分に理解されているとは言い難い。その背景には、基金運営が途上期にあることや、納税者等に対するアピールができていないことなどが考えられる。

上記の点を踏まえ、引き続き、納税者等に対して、本税の理解に努められる必要がある。この答申が「まちづくり」の一助になれば幸いである。

太宰府市歴史と文化の環境税について

（課税標準及び税率について）

- 本税は、条例第 1 条の趣旨に定めるように、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊か

な文化のまち」を創造するために設けられた。

厳しい財政事情の中での将来の本市のまちづくりを考え、また、他市の観光地での駐車料金や納税者の負担の程度を勘案した場合、1台あたりの税率について、バイク 50 円、乗用車 100 円、マイクロバス 300 円、バス 500 円という現行水準は妥当であり、本税の課税標準及び税率については現状のままが望ましいと考える。

審議会での議論で、現行の税率は高く、納税者に負担をかけているとの指摘もあった。

(非課税対象となる駐車可能台数について)

- 審議会の議論の中で、5台以下の零細な事業者にまで課税するのはどうかといった意見が出された。そこで、審議会では、過去の経緯を踏まえ5台以下の事業者に意見の発表やアンケートに対する回答を求めたが、大半の事業者からの意見の開陳はなかった。事業者の理解が得られない現状では、現実的な選択として5台以下の非課税はやむをえないと考える。

さらに、年間10日以下の駐車場事業者の非課税の撤廃については、実態把握が困難であり、そのための調査にかなりの出費を余儀なくされる可能性がある。

したがって、このような諸般の事情を考慮して現状のままが望ましいものとする。

しかしながら、納税者である来訪者の立場からの公平性を重視した場合には、5台以下あるいは年間営業日数10日以下の駐車場事業者に対する非課税を基本的には廃止することが望ましいとの意見もあった。



平成 16 年 11 月 1 日

太宰府市長 佐藤善郎様

太宰府市税制審議会

会長 馬場哲郎

「太宰府市歴史と文化の環境税」について（提言）

平成 16 年 5 月 31 日付け 16 太税第 69 号で諮問があった、「太宰府市歴史と文化の環境税」について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重な審議を重ねたところ、諮問事項以外の件について意見がありましたので、下記のとおり提言します。

記

太宰府市歴史と文化の環境税について

（申告納入の期限延長）

- 現状では、駐車場事業者は、1 年間を 3 期に分けて、それぞれ 15 日以内に税を申告納入するシステムになっている。しかし、帳簿等の整理をし、税の申告納入をする期間として、15 日以内は短かすぎると判断される。

市においては、駐車場事業者に対してできる限り負担を軽減し、申告納入が円滑に行われるよう、納期限を見直されることが望ましいと考える。

（特別徴収義務者への配慮）

- 市は、この税の徴収を駐車場事業者に委ねている。日々、太宰府市のまちづくりのために、通常業務の他に申告納入や帳簿等への記録及び保存などで負担をかけている当該駐車場事業者に対して、何らかの配慮をすることが望ましいと考える。

余 白



平成 18 年 5 月 9 日

太宰府市長 佐藤善郎様

太宰府市税制審議会

会長 馬場哲郎

「太宰府市歴史と文化の環境税」について（答申）

平成 18 年 4 月 13 日付け 18 太税第 7 号で諮問があった「太宰府市歴史と文化の環境税」について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

太宰府市歴史と文化の環境税条例（平成 14 年条例第 9 号）は、本市の「歴史とみどり豊かな文化のまちづくり」を推進するために平成 15 年 5 月 23 日に施行され、3 年の適用期間を迎えようとしている。

本税は条例第 1 条の趣旨に定めるように、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために設けられた。本来この税は、この歴史的文化遺産を後世に継続するためにも、来訪者へ協力していただくことが大きな目的である。

審議会において、まず、本税が施行された 3 年間で約 1 億円の自主財源が確保できたこと、また、貴重な税収の使途については運営協議会で審議されて、19 件の各種事業に目的税的普通税として概ね有効に使われていることを確認した。

太宰府市歴史と文化の環境税について

（太宰府市歴史と文化の環境税条例（平成 14 年条例第 9 号）附則第 2 項に基づく適用期間「市長は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例

の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」について)

今回の審議会の過程で、次の共通認識を持つことができた。

①将来のまちづくりのための財源の確保の必要性があること。

②現行の環境税の徴収のあり方では公平性が必ずしも徹底されていないこと。

また、平成 18 年 3 月に市当局により実施された市民・納税者・事業者の意識調査では、市民の 46.7%が継続、35.8%が見直して継続の意向であった。これは、市民の多くが評価していることを示している。

しかし、一方では、納税者 73.1%、事業者の 84.2%が廃止の意向である。この点も重く受け止めなければならない。

将来のまちづくりのための財源確保については、本税を継続する案と市民自らまちづくりに参画することになる寄附による基金制度の二つの案が提言された。

審議会委員の意見としては、必ずしも、本税の継続について共通の認識を得るまでには至っていない。しかし、市民の意向、将来のまちづくり財源の必要性、これまでの運用面での一定の成果等は重視しなければならない。

したがって現状にあっては、次の事項を付して「継続」と判断するに至った。

この答申が、大宰府市の今後のまちづくりの一助になれば幸いである。

(付記事項)

一、「来訪者や事業者の理解、制度上の公平性」等を回避するために、本税を廃止し、それに替わる基金制度の提案「大宰府みらい基金」については、時代の趨勢から「協働のまちづくり」という趣旨を踏まえた提案として受け止め、早急の検討課題であると判断する。

一、本税の運営にあっては一定の成果を挙げているが、今後はより精度の高い成果の評価を取り入れ、貴重な税収の用途を明確にし、納税者に開示することが望まれる。現状においては、運用面で用途が拡散し、納税者にとって税の効果を分かりにくくしている面は否定できず、今後の課題である。

- 一、 本税が正常に機能するためには、納税者と特別徴収義務者の協力が前提であり、市当局にとっては、両者に協力と理解を求める努力が必要である。

余 白



平成 20 年 12 月 26 日

太宰府市長 井 上 保 廣 様

太宰府市税制審議会

会 長 馬 場 哲 郎

太宰府市歴史と文化の環境税について（答申）

平成 20 年 11 月 10 日付け 20 太税第 223 号で諮問のあった、太宰府市歴史と文化の環境税について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

歴史と文化の環境税は、平成 15 年に地方分権及び課税自主権の理念のもと、まちづくりのための財源として創設された法定外普通税である。3 年目の平成 18 年に税制審議会において審議された後、さらに 3 年の延長がなされている。このたび、本税の 2 回目の検討時期を迎え、適用期間等について太宰府市長から諮問がなされた。

まず、会議の冒頭に、前回の税制審議会答申の中に記述のあった「太宰府みらい基金」について、民間レベルで設けられた太宰府みらい基金創設検討委員会の検討経過報告がなされた。太宰府市民全体で取り組む制度の創設を目指し、これまで十数回にわたり調査研究、検討されていることに敬意を表するものであるが、未だ完成されたものとして捉えることができず、制度設計や持続可能性において、やや不確定な要素があった。

他方、歴史と文化の環境税であるが、前回の答申にあるように不公平性の指摘があった。公平性の追求と最小徴税費との関係等について活発な議論が重ねられた結果、税率、非課税項目などを含め、現行どおりの制度が妥当であるとの見解となった。今後も公平性を高めるべく研究、努力を望むものである。

また、歴史と文化の環境税は、全国的に厳しい財政状況の中、5年間で約2億3千万円もの収入があったこと、運用において、市民を交えた運営協議会で適正な活用への取り組みがなされていることは、太宰府市にとって貴重なものと受け止めることができる。

総括として、今回の税制審議会においては、本税の継続、廃止ともに種々の意見が得られたが、現段階での制度としての確実性、将来への持続可能性の面から、歴史と文化の環境税は現行どおり継続し、その期間は3年とすることが望ましいとの見解に至った。なお、適用期間については、基金制度への早期移行に向けて1年とする意見、現行制度が定着してきているという観点及び実務面から5年とする意見があった。

さらに、協働の理念を謳う太宰府みらい基金が、これからのまちづくりの新しいかたちの一つとして期待され、今後も検討していくべき課題であることなどから、太宰府みらい基金に関する条例の制定とその施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要に応じて税制審議会が開催されることを望むものである。

最後に、この答申が、太宰府市の今後のまちづくりの施策実現において、一助になれば幸いである。



平成 23 年 11 月 8 日

太宰府市長 井 上 保 廣 様

太 宰 府 市 税 制 審 議 会
会 長 馬 場 哲 郎

太宰府市歴史と文化の環境税について（答申）

平成 23 年 9 月 27 日付け 23 太税第 153 号で諮問のあった、太宰府市歴史と文化の環境税について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

太宰府市歴史と文化の環境税（以下「歴史と文化の環境税」という。）は、平成 15 年に地方分権及び課税自主権の理念のもと、まちづくりのための財源として創設された法定外普通税である。3 年目の平成 18 年、6 年目の平成 21 年に、税制審議会において審議され、現在に至っている。このたび、歴史と文化の環境税の 3 回目の検討時期を迎え、適用期間等について太宰府市長から諮問がなされた。

今回の審議会は、太宰府市のまちづくりに今後も一定の財源が必要であること、歴史と文化の環境税が市民全体でまちづくりを考える際にインセンティブ効果をもたらしているということ、共通に認識した中での審議となった。

まず、最初に、前回の税制審議会の答申を踏まえ、歴史と文化の環境税と太宰府古都・みらい基金についての現況報告があった。歴史と文化の環境税については、特別徴収義務者である駐車場事業者の方々の多大なるご協力を得て、毎年約 6 千万円の収入があり、まちづくりのための貴重な財源として貢献していること、一方の太宰府古都・みらい基金については、みらい基金創設検討委員会の調査研究の努力が実り、平成 21 年 9 月に「太宰府古都・みらい基金条

例」が制定されたことの報告を受けた。

審議に入ると、歴史と文化の環境税について、運営協議会の開催により用途の透明性が確保されているという意見、市民や来訪者にとって、目に見えて“まち”が良くなってきているので必要不可欠という意見があった。

一方では、税によるまちづくりの所期の目的は達成されていることから継続する必要はなく、今後は、市民自らがまちづくりに参画するために設置した太宰府古都・みらい基金を進めていくべきとの意見もあった。

また、まちづくりについて、これまでの取り組みにより、点から線に広げることができていること、さらに、面へ展開していくためには、太宰府市の将来像を描く必要があり、市民の代表が語り合える場をつくることが重要であるとの意見もあった。

これら様々な意見を受け、総括すると、歴史と文化の環境税については、一定の効果があったこと、収入実績及び将来への持続性の観点から、確実なものとして捉えることができた。よって、今回の諮問に対する審議結果としては、歴史と文化の環境税を継続し、その期間は3年とすることが望ましいとの結論に至った。

なお、太宰府古都・みらい基金については、条例が施行されたことは評価できるものである。しかしながら、導入したばかりであることから、将来のまちづくりを担うものとして、市民との協働のうえ、成長を期待するものである。

最後に、この答申が、太宰府市の今後のまちづくりの施策実現において、一助になれば幸いである。



平成 26 年 10 月 30 日

太宰府市長 井 上 保 廣 様

太宰府市税制審議会

会長 馬 場 哲 郎

太宰府市歴史と文化の環境税について（答申）

太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の規定に基づき、平成 26 年 9 月 11 日付 26 太税第 212 号にて諮問されました太宰府市歴史と文化の環境税について、慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

太宰府市歴史と文化の環境税（以下「歴史と文化の環境税」という。）は、平成 15 年に地方分権及び課税自主権の理念のもと、まちづくりのための財源として創設された法定外普通税である。これまで税制審議会を 3 年ごとに開催し、途中 3 回の更新を行い現在に至っている。このたび、4 回目の検討時期を迎えるにあたり、適用期間等について太宰府市長から諮問があった。

まず最初に、歴史と文化の環境税が条例施行後 11 年を経過したことから、過去の税制審議会での議論、収入状況及び使途など歴史と文化の環境税の経緯についての報告を受けた。さらに、今後の少子高齢化、人口減少の中で本税が果たす役割の重要性について説明を受けた。

審議においては、歴史と文化の環境税を財源とする事業が渋滞緩和など住民の生活環境改善や来訪者へのおもてなしにつながっていることや、事業の決定については運営協議会の意見を反映することで透明性が確保されているという制度を評価する意見があった。一方で、事業を精査し限られた財源を効率的に活用すべきという意見や、税率等の現行制度の変更も含めて、継続について

は慎重に取り扱った方がいいという意見があった。

また、歴史と文化の環境税の改廃について、肯定、否定の意見があったため、引き続き市民、納税者及び駐車場事業者等関係者の意見を基に十分に審議を重ね、社会経済情勢の変容等を踏まえて制度の点検を続けていく必要があるという意見もあった。

さらに、市民や納税者に対し、本税の制度や用途についてより一層の周知を行い理解を求めることが必要であるという意見があった。

これらの意見を受けて総括すると、歴史と文化の環境税は、11年間にわたる関係者の協力により制度として定着し、安定した確実な財源となっており、用途についても一定の効果があったと認められる。今後も、持続可能性の観点から「歴史・文化都市」にふさわしいまちづくりを推進するために、この制度が関係者の理解を得ながら適正に運営されることを期待しつつ、継続することが適切であると判断した。

よって、今回の諮問に対する審議結果としては、歴史と文化の環境税を継続し、その期間は3年とすることが望ましいとの結論に至った。

なお、平成22年に導入された太宰府古都・みらい基金の動向等、社会経済情勢の変容を踏まえ、必要に応じて税制審議会が開催されることを望むものである。

最後に、この答申が、太宰府市の今後のまちづくりの施策実現において、一助になれば幸いである。



平成 29 年 10 月 20 日

太宰府市長 芦 刈 茂 様

太宰府市税制審議会
会長 大 野 誠

太宰府市歴史と文化の環境税について（答申）

太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の規定に基づき、平成 29 年 8 月 2 日付 29 太税第 178 号にて諮問されました太宰府市歴史と文化の環境税条例附則第 2 項の適用期間に関して、太宰府市歴史と文化の環境税条例施行後における条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、同税がとるべき必要な措置について、慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

太宰府市歴史と文化の環境税（以下「歴史と文化の環境税」という。）は、平成 15 年に地方分権及び課税自主権の理念のもと、まちづくりのための財源として創設された法定外普通税である。このたび、5 回目の検討時期を迎えるにあたり、適用期間等について太宰府市長からの諮問により審議を行った。

1 現状について

最初に、事務局から現在の市の財政状況及び歴史と文化の環境税条例施行後 14 年間の収入状況や用途について説明を受けた。筑紫地区の中でも本市は特に高齢化が進んでおり、勤労世代の減少や社会保障費の増大など厳しい財政運営を迫られている。現在、歴史と文化の環境税は市税収入の約 1 % を占めるまでに増加している。歴史的な文化遺産や観光資源の保全整備及び環境負荷軽減のための特定財源として、この税が果たす役割は今後益々増大することが想定される。続けて、歴史と文化の環境税に関する意識調査（平成 29 年 1 月実施）について説明を受けた。本調査は平成 17 年度に実施した調査と同様のものであり、調査対象である来訪者、市民、駐車場事業者の意識の変化について、前回調査と比較すると、来訪者、市民にはこの税に肯定的な意見が増え、駐車場事業者にもその傾向がうかがえた。

委員からは、制度そのものを知らない人が増加している、看板や領収証などを利用し来訪者や市民に対し制度の周知に努めるべきである、との意見や、これまで 14 年間、様々な事業を実施してこられたのも関係者、特に駐車場事業者の協力によるものであり、市民として感謝の意を表すべきであるとの意見があった。

2 用途について

歴史と文化の環境税を財源とする事業は、市役所の内部だけで決定されているわけではない。歴史と文化の環境税運営協議会での審議を経て事業が決定される。外部の視点が加わることにより、透明性が確保されるとともに、事業内容や予算について検

証が行われている。

委員からは、個別の事業について更なる検証を行い、来訪者にも市民にも有効的な活用を求めるとの意見、渋滞対策にもっと活用するべきであるとの意見、近年多くの外国人観光客が訪れることからインバウンド対策への更なる取り組みを求める意見などがあつた。

3 制度全般について

税率については、近年の駐車台数の増加に鑑み、実施事業を精査し事業費を抑制することにより1台当たりの税率を引き下げ、負担軽減に繋げることを求める意見や、反対に財源確保のために税率の引き上げを求める意見があつた。

有料駐車場の定義については、5台以下の駐車場を対象外としているが、条例制定以降5台以下のコインパーキングが増加していることから駐車台数による定義を見直す意見も出された。

しかし、これらの議論は、税財源の大幅な減少や増加に繋がるものであり実質的な目的税である本税においては用途に影響を与えることから過去の審議経過等も踏まえ、慎重に行うべきだという意見が出された。

適用期間については5年という意見もあつたが、社会経済情勢の変容を考慮して3年という意見が主流を占めた。

4 結論

歴史と文化の環境税は関係者の協力のもと、14年間の実績により制度として定着している。意識調査においては、来訪者や市民から肯定的に受け入れられている一方、駐車場事業者の一部からは特別徴収について負担感が示されている。今後、より一層の理解を求める努力が必要である。

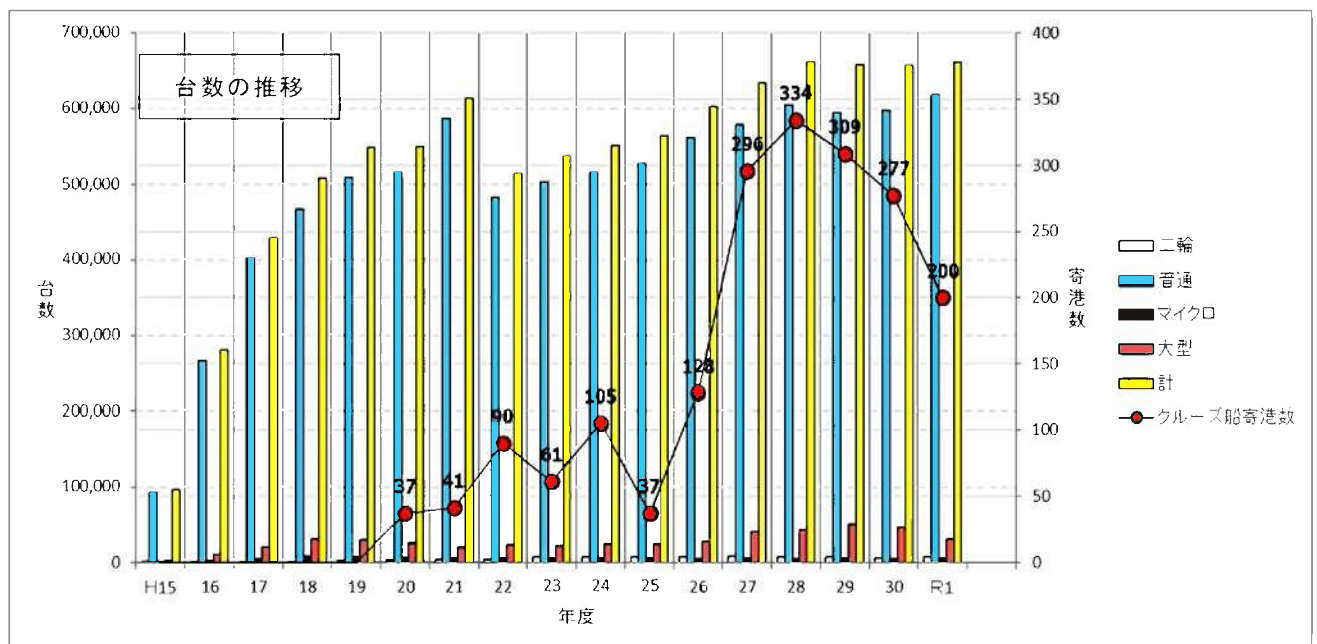
これまでの審議を踏まえ、本審議会は、今回の諮問に対する審議結果として、市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」を目指したまちづくりのために、引き続き、この税が適正に運営されることを期待し、3年間、歴史と文化の環境税を継続することが望ましいとの結論に至つた。

なお、今後、必要に応じて税制審議会が開催されることを望むものである。

課税台数の推移

(単位：台)

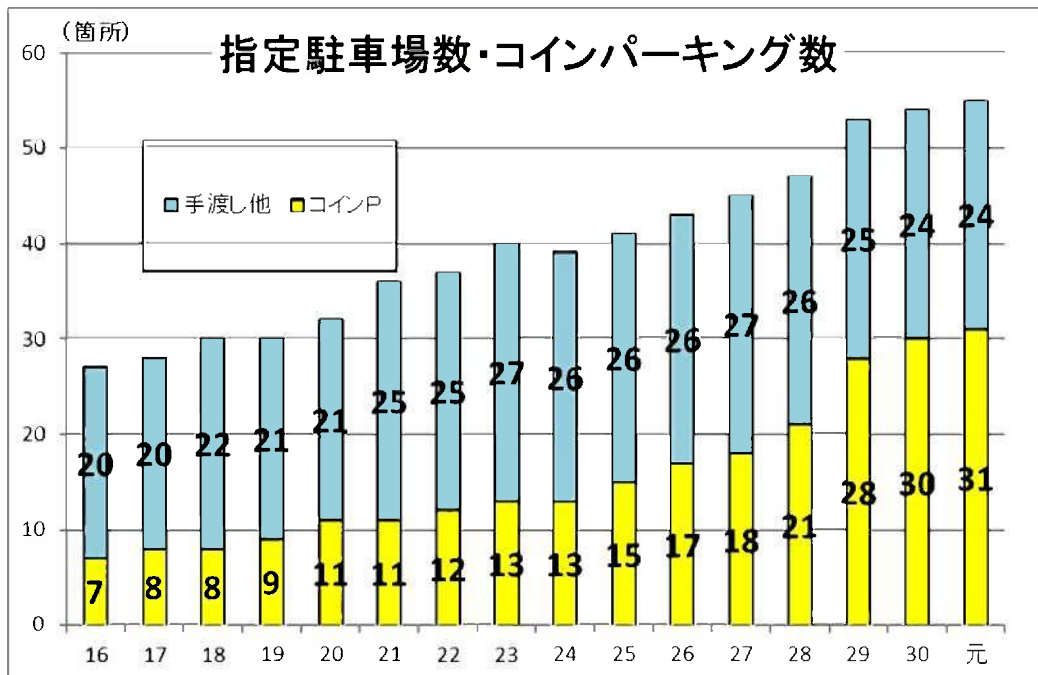
年度	二輪	普通	マイクロ	大型	計
H15	107	92,970	665	2,262	96,004
16	745	266,053	2,695	11,297	280,790
17	1,335	402,077	5,324	20,295	429,031
18	1,533	467,533	8,122	30,985	508,173
19	2,337	508,418	7,694	29,675	548,124
20	2,600	515,568	6,442	25,716	550,326
21	3,445	586,679	4,254	19,461	613,839
22	3,933	482,316	5,138	22,922	514,309
23	7,268	503,557	4,344	21,999	537,168
24	7,833	514,658	4,684	24,196	551,371
25	7,349	526,963	5,403	24,389	564,104
26	7,651	562,269	5,375	27,942	603,237
27	7,920	578,517	6,201	41,423	634,061
28	7,461	604,596	5,200	43,834	661,091
29	6,906	594,009	5,946	50,948	657,809
30	6,571	597,855	5,288	46,416	656,130
R1	7,116	617,859	5,647	31,094	661,716



余 白

特別徴収指定駐車場事業者数の推移

年度	特別徴収 義務者数	指定駐車 場数	コインパーキング (事業者数)	コインパーキング (駐車場数)	手渡し他 (駐車場数)	市外 事業者数
15	10	10				
16	25	27	6	7	20	
17	26	28	7	8	20	
18	28	30	7	8	22	
19	28	30	8	9	21	
20	30	32	10	11	21	
21	32	36	10	11	25	
22	33	37	11	12	25	
23	34	40	11	13	27	
24	33	39	11	13	26	6
25	35	41	12	15	26	7
26	36	43	14	17	26	8
27	38	45	16	18	27	9
28	38	47	16	21	26	9
29	39	53	18	28	25	10
30	39	54	19	30	24	11
元	40	55	20	31	24	12

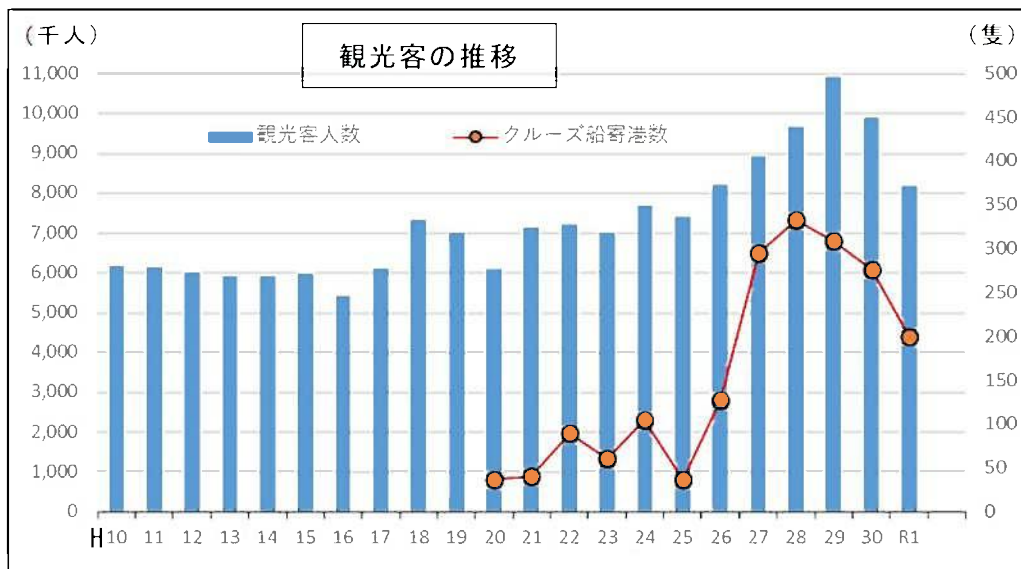


余 白

観光客入込数

太宰府市観光案内所調べ

年度	人数 (人)	クルーズ船 寄港数	九博入館者数	備 考
H10	6,167,636	-	-	
11	6,160,183	-	-	
12	6,015,322	-	-	
13	5,928,279	-	-	
14	5,926,718	-	-	
15	5,971,788	-	-	歴史と文化の環境税初年度
16	5,440,322	-	-	
17	6,106,200	-	1,280,314	九博開館
18	7,329,339	-	1,879,855	
19	7,005,959	-	1,386,388	
20	6,088,148	37	1,219,487	
21	7,137,363	41	1,739,503	九博：阿修羅展
22	7,226,548	90	1,143,666	
23	7,001,050	61	884,633	東日本大震災
24	7,689,689	105	1,235,018	
25	7,417,514	37	893,154	日中関係悪化
26	8,208,744	128	932,935	消費税率5%⇒8%
27	8,941,898	296	1,024,008	
28	9,671,957	334	1,067,831	熊本地震
29	10,927,032	309	842,577	九州北部豪雨
30	9,913,625	277	893,393	西日本豪雨
R1	8,182,361	200	829,655	韓国人観光客減 消費税率8%⇒10%



余 白

太宰府古都・みらい基金

太宰府古都・みらい基金条例 ～抜粋～

太宰府は、7世紀後半に大宰府政庁が置かれて以降、大陸文化の窓口、防衛・外交の要衝として栄えてきました。また、国内においては西海道を統轄し、その政治・文化・経済の中心地として「遠の朝廷」と呼ばれていました。

そのような歴史的背景のもと、市内には国の特別史跡である「大宰府跡」「水城跡」「大野城跡」をはじめ、太宰府天満宮、観世音寺、戒壇院、宝満山など多くの歴史的・文化的遺産があります。

また、我が国四番目となる九州国立博物館が開館し、新たな文化施設が誕生しました。今こそ、この歴史とみどり豊かな文化のまち～まほろばの里～太宰府を見つめ直し、協働の意識をもって未来につながる住民参加型のまちを構築するときです。

そして、その太宰府市民の自覚と誇りを、未来を担う子どもたちに引き継ぐために、本条例を制定するものです。

(設置)

第1条 本市の歴史的・文化的遺産など地域資源の再発見と保存活用を図り、景観と自然環境の保全に配慮しながら、太宰府の特性を活かしたまちづくりを市民との協働により行っていくため、地域住民・地元事業者のみならず幅広い人々による寄附金を財源として、太宰府古都・みらい基金（以下「基金」という。）を設置する。

経緯

	内 容
平成 18 年 6 月	基金についてのワーキンググループ設置 「(仮称)太宰府みらい基金条例(案)」作成
平成 18 年 12 月	市議会にて「基金創設調査特別委員会」設置 (計 9 回)
平成 19 年 12 月	市議会にて「みらい基金創設特別委員会」設置 (計 13 回)
平成 20 年 2 月	ワーキンググループ「みらい基金創設検討委員会」設置 (計 22 回)
平成 21 年 9 月	9 月議会で「太宰府古都・みらい基金条例」が可決
平成 22 年 4 月 1 日	条例施行 (平成 27 年 3 月 31 日まで)
平成 27 年 3 月	3 月議会で適用期間を平成 30 年 3 月 31 日まで延長
平成 30 年 3 月	3 月議会で適用期間を令和 3 年 3 月 31 日まで延長

寄附額 (令和 2 年 7 月 1 日現在)

年 度	金 額 (円)	件 数 (件)
平成 22 年度	180,000	10

平成 23 年度	933,000	54
平成 24 年度	1,086,000	48
平成 25 年度	150,000	7
平成 26 年度	1,123,000	26
平成 27 年度	53,730	3
平成 28 年度	13,710	1
平成 29 年度	50,000	1
平成 30 年度	41,175	2
令和元年度	80,000	1
令和 2 年度	21,953	1
累計額	3,930,163	165

平成 30 年度 筑紫地区市税決算の比較

平成30年度 市税決算 筑紫地区比較表					
単位:千円					
区 分	太宰府市	大野城市	春日市	筑紫野市	那珂川市
	人口:72,040人	100,652人	110,985人	102,495人	50,123人
個人市民税	3,634,101	5,779,884	6,206,484	5,384,206	2,421,768
法人市民税	461,905	991,322	569,225	1,020,181	361,349
固定資産税	3,125,509	5,246,981	4,815,368	5,423,375	2,779,622
国有資産等交付金	238	42,084	27,634	10,597	13,002
軽自動車税	133,156	178,475	185,085	199,202	108,987
市たばこ税	356,919	611,407	569,653	604,898	373,456
都市計画税	465,669	801,187	773,914	904,783	0
入湯税	10,183	0	0	5,688	5,335
歴史と文化の環境税	84,908	0	0	0	0
合 計	8,272,588	13,651,340	13,147,363	13,552,930	6,063,519
一人当たり(合計/人口:円)	114,833	135,629	118,461	132,230	120,973

※令和元年度決算については各市9月議会で決算認定を受けるため、平成30年度決算での比較とする。

※人口は平成31年4月1日現在

余 白

筑紫地区人口ピラミッド（令和2年4月1日現在）

